

# 令和6年度 事業計画

社会福祉法人平和会  
幼保連携型認定こども園  
いわさき認定こども園

# 令和6年度事業計画

## 1、名称

幼保連携型認定こども園

いわさき認定こども園

<「教育」と「保育」の位置づけがされた幼保連携型認定こども園>

## 2、【理念】

共に響きあい 共に支えあい 自分らしく生きる

## 3、【教育及び保育の方針】

教育と保育を一体化した遊びを通しての総合的な育ちを学べるよう保障する。

子どもが自分で考え行動できる環境を保障し、学びのなかでの育ちを見守る。

### ① 学びに向かう力・人間性等

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営む

### ② 生きて働く知識・技能の習得

遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて様々なことを感じたり、何かに気付いたり、何かが分かったり、試行錯誤しながらできるようになる

### ③ 思考力・判断力・表現力等の基礎

遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなどを使いながら、考えたり、試したり工夫したり、表現したりする

## 4、【教育及び保育の目標】

### ・おもしろいのある子ども

異年齢や同年齢の集団の中で、互いの気持ちを理解しようとしたり、困ったときには助けあう関係づくりを育てる

### ・意欲をもつ子ども

色々なことへの興味を広げ、創造したり挑戦したりしながら意欲をもってあそぶ力を育てる

### ・たくましい子ども

自己コントロールする力、あきらめずに挑戦する力を育てる

### ・自分で考え行動できる子ども

生活や遊びの中で、自分の思いを伝える力、自分で考えて行動できる力を育てる

## 『令和6年度 職員の保育目標』

### 【子どもを真ん中に考える保育をする】

- ・子どもの人権を守り、一人ひとりを大事にする保育をする
- ・子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもの側にたった環境を整える
- ・子どもの成長を職員、保護者と喜びあえる関係づくりをする(保護者の子育てに寄り添い支援する)

### 【子どもの主体性を大事にした保育の実施】

- ・子どもが自ら考え、判断し、行動できるようにする
- ・異年齢の関わりを土台に育ちあう環境を保障する
- ・子どもが遊びへの興味を広げ、主体的に関わり、想像したり、創り出す学びの環境を整える

### 【子どもも職員も認められ尊重されるこども園】

- ・それぞれの良さを認め合い、高め合える関係づくり、雰囲気づくりを大事にする
- ・専門性を高めあい、学ぶ姿勢を保育に活かす

5、利用定員 70名

1号認定(教育標準時間認定)満3歳以上	10名
2号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)満3歳以上	39名
3号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)満3歳未満	21名
(0歳児3名、1・2歳児26名)	

6、職員

園長	主任教諭	保育教諭	栄養士	調理師	調理補助	事務員	営繕
1	2	12	1	1	1	1	1

7、園の運営

開園日は、日曜・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)以外の日

1号認定は長期休み(春休み・夏休み・冬休み)がある

(1)年間事業計画

月別事業計画 ※感染症の発生状況により、変更あり

月	行事予定
4月	1学期始業式、入園式、こどもの日集会
5月	健康診断(内科・眼科・歯科)、サッカー教室(4・5歳児)、ぺんぎん組保育参観
6月	親子遠足、春の交通安全教室、サッカー教室(4・5歳児)
7月	七夕会、夏のお楽しみ会、鬼剣舞お披露目会
8月	みちのく芸能まつり参加(5歳児)、1学期終業式、2学期始業式
9月	運動会
10月	総合避難訓練、秋の交通安全教室、ピクニック(お弁当の日)、健康診断(内科・眼科・歯科) 二前神社お祭り、刀納め
11月	発表会
12月	クリスマス会、英会話教室(3・4・5歳児)、2学期終業式
1月	3学期始業式、小正月行事、冬の交通安全教室、英会話教室(3・4・5歳児)
2月	豆まき会、鬼の館福豆鬼節分会、英会話教室(3・4・5歳児)、 保育参観週間・重要事項説明会・保護者会総会
3月	ひなまつり会、卒園・進級お祝い会、卒園式、修了式

毎月実施業務…避難訓練、身体測定、誕生会

特色ある教育 ・英会話教室(3、4、5歳児)・サッカー教室(4、5歳児)…年に数回

鬼剣舞(4、5歳児) 年に数回

ピクニック 年に2回 お弁当の日数回

## (2) ねらい・及び内容

乳児期の養護と発達のだん寧さ、自主的な遊びと学びの保障、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼保少の連携で、指導計画を作成し、振り返り、改善をしていく

- ① 園の方針と目標達成のために、「こども主体」の方針のもと、子どもが自分で考え行動できる環境を整える。
- ② 子どもの意欲を大切に、自らあそびを選びとり、試行錯誤しながらあそびを広げる環境を整える。  
異年齢の関わりを通して、学びあい、思いやる気持ちを育てる。
- ③ 保育教諭は、専門的知識を意欲的に学び、子どもの姿に照らしあわせながら、保育環境を整えていく。
- ④ ドキュメンテーション作成を通して、子どもの気づき・興味を職員間で共有して、子どもの姿を保護者にも発信していく。
- ⑤ こども園として、在園期間や時間等が異なる多様な園児がいることへの配慮をする。
- ⑥ こども園として、同一学年の園児で編成される学級による集団生活への無理のない移行、3歳児からの新入園児への配慮をする。
- ⑦ 保護者の実態やニーズに合わせた子育て支援、地域の子育てをしている保護者への支援をする。
- ⑧ 就学までに育てたい10の姿を一人ひとりの特性に応じて、年齢ごとの指導計画に基づき実践していく。  
年齢の発達の姿と個々の発達の姿を照らし合わせて、その子の可能性を見守り、引き出していく。
- ⑨ 多様性を認め合い、互いに尊重する関係づくりを大切にしていく
- ⑩ 自分を大切にし、大切にされる保育の中で、生きる力を育てていく。
- ⑪ 支援の必要な子への対応
  - ・保護者との面談を経て、市との就園指導会議で加配職員を配置し個別に丁寧に対応する。
  - ・療育センターの巡回指導をうけるよう面談し、保護者にすすめながら支援していく。
  - ・ことばの教室の利用の働きかけをし、連携をとりながら支援していく。
  - ・支援ファイルの活用(学校・療育センター・保護者・こども園の四者面談で引き継ぎ)をする。※新しく必要と感じる家庭には、面談とともに発達検査をすすめ、専門機関につなげていく。
  - ・個別の計画に基づいてその子にあった支援をし、専門機関も並行して、職員間で共有し対応していく。
  - ・こども理解の研修を重ね、専門的な支援をしていく。
- ⑫ 虐待予防のため、子育ての不安、子どもの情緒不安などに気づき子育て支援との情報共有、また子どもの情緒の安定を図り個別支援していく。(健康づくり課、子育て包括支援センターとの連携)  
職員のセルフチェックの自己評価をしながら、子どもの人権を守る保育の徹底と資質向上に向けて努力を怠らない。

## (3) 給食

健康な生活の基本としての食を営む力の育成と基礎を培う

- ・6ヶ月～の受け入れに伴い、家庭との連携で離乳食・授乳を進めていく。
- ・食育計画書に基づき、食育を通して、食への興味、美味しさを伝える。(添付)
- ・地産地消の食材をできるだけ使用し、安全な食事の提供をする。
- ・畑づくりやクッキングを通して、自分たちで育てた野菜を味わう。
- ・完全給食提供日 1号認定…月～金 2,3号認定…月～土 ※ただし土曜日は申請し別徴収
- ・毎月献立表、給食便りを隔月発行。
- ・一人ひとりの健康把握し、身長・体重の状況(肥満度、やせすぎ)を保護者に知らせ栄養指導をする。
- ・アレルギー対応(年2回4月と10月診断書の提出に基づいて)の食事の提供や体調不良児への対応。
- ・給食検討委員会での話し合いや、子どもへの栄養指導、安全に提供するための配慮を確認しあう。
- ・食育コーナーを作り、保護者や園児に食の発信をする。

・一日当たり摂取量 一人ひとりの健康把握のため、身長・体重の状況(肥満度、やせすぎ)を保護者に知らせる。

区分	3歳児未満			3歳児以上児		
	エネルギー(kcal)	たんぱく質(g)	脂肪(g)	エネルギー(kcal)	たんぱく質(g)	脂肪(g)
目標	420	16.0	13.0	520	20.0	16.0

#### (4) 保健について

子どもが安全に衛生的に過ごせるために、また健康に育つためのことを行う

- ・保健計画に基づき、手洗いなどの保健指導や保護者へお便りで発信する。(添付)
- ・嘱託医による内科・眼科・歯科検診は年に2回、身体測定は園で行う。  
(未満児は毎月、以上児は2カ月に1回)
- ・薬剤師による学校環境検査・職員への指導(年に1回)を行う。
- ・園での投薬は保護者からの、「お薬依頼書」と病院受診の際に出された「薬剤情報提供文書」を提出してもらい、受診の際の医師の診断に従い投薬する。
- ・感染症対策のため37.8度以上の発熱になった場合、お知らせの連絡をいれ、38度以上でお迎えの協力をお願いします。
- ・感染症の疑いがあるときは、医師の診断で学校保健法施行規則の登園基準に従い、登園してもらおう。
- ・環境安全点検(保育室の湿度、換気の留意、睡眠チェック・検温の留意、熱中症予防、脱水予防プール水質管理、水回り・手洗い場の衛生管理など)を行う。
- ・園でおきた怪我で通院する際、保護者同伴、または了解を得て、かかりつけの病院へ連れていき対応する。なお、保険は、保護者の同意書とともに、日本スポーツ振興センター共済掛金、学校安全互助会(保護者会費より150円負担)の保険に加入してもらおう。
- ・感染症対応については、県や市の指示を仰ぎ、子どもの安全を守るための対策を保護者の方に理解してもらいながら対応していく。(職員体制がとれない場合に市に相談し、休園等の措置をとることもある)
- ・職員自身も、感染対策の徹底をする行動を厳守しながら、保育業務にあたる。  
(法人の指針に基づいた行動・自己体調管理、また園内の換気、消毒)

#### (5) 特別事業

- ・1号認定の一時預かり事業の実施
- ・2, 3号認定の延長保育事業の実施
- ・子育て支援事業の実施…園庭開放、子育て講座、子育ての悩み相談、保護者支援

#### (6) 家庭支援の対応

- ・子育ての不安、家庭背景など保護者の気持ちを理解し、どういう支援が必要か園全体で協議し、面談や支援の方法を模索しながら対応する。(個別に対応せず園全体で方法を考えていく)
- ・子育て講座などで、未就園児の子育て支援にも広げていく。
- ・虐待については、マニュアルに基づき判断しながら、専門機関と連携し対応していく。
- ・専門機関からの個別の情報は、守秘義務を厳守し、職員で情報と対応を共有しながら対応する。

#### (7) 苦情解決について

苦情解決委員会を設置し対応解決することに務める。園で解決できることは経過を報告し、解決できない事例に関しては、委員会を開き検討する。

苦情処理責任者 園長

苦情受付担当 主幹保育教諭 / 事務職員 / 民主児童委員 / 保護者会会長

(8) 個人情報の取り扱いについて

制限つきで個人情報を公開している旨に対し、保護者への承諾は、重要事項の同意書を提出してもらう。

(9) 安全・防犯対策について

- ・不審者対応・リスクマネジメントの研修をうけ、子どもを取り巻く環境の安全に努め、怪我や事故を防ぎ、起きた時は速やかにヒヤリハット・事故報告を提出し職員間で共有することで、防いでいく。
- ・安全点検を早番職員が毎日行い、安全に保育に入れるようにする。
- ・早番の際の園内外の安全点検、月に一度の担当者が各保育室、園内外の安全点検を行う。
- ・防災・避難計画に基づき、マニュアルを把握し、職員・園児の安全対策を行う。

(10) 嘱託医

内 科	根 本 小 児 科 医 院
眼 科	藤 田 眼 科 医 院
歯 科	スマイリーキッズ・デンタルケア
薬 剤 師	す ず ら ん 薬 局

8、年間開所予定日数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
25	24	25	26	26	23	26	24	24	23	22	25	293
教育予定日数												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
18	21	20	22	12	19	22	20	18	17	18	15	223

9、デイリープログラム

年間指導計画に基づき、子どもの成長を促す(添付)

7:00	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00					
1 号 認 定 教 育 時 間																
順次登園・視診	未満児おやつ	自由遊び	片付け・排泄	日中の活動	排泄・昼食準備	昼食・歯磨き	排泄・着替え	よみきかせ・午睡	・排泄	起床・着替え	おやつ	帰りの会・降園	・順次降園	自由あそび	延長保育	2、3号認定19時まで

※1号認定は教育時間(8時半～13時半)以外の時間、長期休みの保育は預かりの申し込み利用となる。

新2号、新3号の預かり免除対象者は、申請し市から認定を受ける

10、入所児童数(令和6年度4月1日現在) 70名定員中 71名

保育認定(2・3号認定)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
利用定員	3	9	9	13	13	13	60
利用合計	3	5	11	14	12	15	60

教育標準時間認定(1号認定)

	3歳児		4歳児	5歳児	合計
利用定員	3		3	4	10名
利用合計	満3歳児	3歳児	2	4	11名
	0	5			

※1号認定の在園数は北上市に確認済み

11、職員勤務時間

シフト	月～金	土曜日
早番(2人)	6:50～15:50	6:50～15:50
早①	7:30～16:30	
中番	8:00～17:00	
普通番	8:30～17:30	
遅①	9:00～18:00	9:00～18:00
遅番(2人)	10:00～19:00	10:00～19:00

12、職員の資質向上のため務めること

- ① 子ども、職員の人権を大切にしたり関わりをもつ
- ② 社会人としてのマナーを守り(言葉づかい、振る舞いなど接遇)、常に報連相を怠らない
- ③ 法人・園の組織の一員である自覚をもち、守秘義務を守り、行動する
- ④ 笑顔での挨拶をこころがけ、相手の立場にたった視点を持ち言葉遣いに気をつけ接する
- ⑤ 自分の役割に責任をもち、積極的に、そして協力しながら責任を果たす努力をする
- ⑥ 園をより良くするために、良い面を認め合い、互いに支えあう職員関係をつくる努力をする
- ⑦ 子どもの安全を考慮した環境づくり、リスクマネジメントを考えた行動をする
- ⑧ 園長、主幹、リーダーは主観的な視点で組織的に行動し、職員を統括していく(愚痴ではなく解決の視点)
- ⑨ 怪我、保護者との問題など、必ず報告し、園として対応していく
- ⑩ オンボーディング(人材育成)研修を通して、社会人、保育士としての知識を学び高めていく
- ⑪ 園長・主任・専門リーダーの分野別研修を継続して受講し、役職の遂行に努めより良い職員集団をつくる
- ⑫ 必要な報告書などの提出物は期限を厳守し、回覧などの伝達事項も、毎日確認し業務の把握をする

13、職員の処遇

- ① 処遇改善2の実施により、専門リーダー、分野別リーダーをおき、組織的に園の運営をする
- ② 年1回の定期健康診断を実施し、再検査は必ず受診し治療し改善に努める
- ③ 給食に関わる職員の検便検査の実施  
調理従事者…月2回、後期/ノロウイルス検査の実施  
園長・主幹保育教諭・未満児職員・配膳職員…月1回
- ④ 各分野毎の会議の実施

14、研修計画

- (1) 園内研修予定 研修計画のもと必要に応じてその都度行う。
- (2) キャリアアップ研修
  - ・専門分野の研修(専門リーダー、分野別リーダー、保育に関する事等)
  - ・園外の研修・視察への派遣
  - ・虐待・防犯・防災の研修
  - ・ネクサス主催の研修 OJT、管理者研修
- (3) 北上・和賀地区保育協議会研修予定

#### 1 5、職員の就労規定など

法人の規定に従い、社会人として法人の一員である自覚のもと就労にあたる。

#### 1 6、避難訓練計画等 安全計画のもとマニュアルに従い実施

・毎月1回避難訓練（地震・火災・土砂災害、Jアラート）消火器訓練を行う（避難訓練計画書に基づく）

- ・年1回総合訓練を行う
- ・避難経路の確認をし、安全かつ速やかに避難誘導する（添付）
- ・休日の緊急対応は職員の連絡網により伝達指示を仰ぐ
- ・ハザードマップや地域防災計画を確認
- ・地域の指定している避難場所（いわさき小学校、いわさき交流センター）を確認し経路・移動手段を確認
- ・緊急時、BCPに基づいて対応する

- ・緊急事態に備える（園内の安全な場所、防災の備蓄品の補充、AEDの確認と使い方）
- ・不審者対応…侵入時の緊急対応と緊急通報など確認、研修を実施
- ・施設内外、遊具の安全点検の実施を毎月行う…業者による遊具点検は年に1回
- ・救急訓練の研修をうけマニュアルの確認
- ・朝夕の避難の際の登降園チェックの方法の確認
- ・災害・クマ出没などによる注意報や警報が出た場合、おがスマで情報発信したり、警報の場合はお迎えの協力をお願いするか判断していく。また、危険度が高い場合はお迎えの際そのまま一緒に避難へ向かうようにする判断もしていく。（その後の安否確認をする）
- ・アレルギー対応、誤飲防止、睡眠チェックなどのマニュアルを把握し対応する。
- ・コロナ感染対策、感染防止のマニュアルを把握し対応する。保護者にも協力してもらいながら感染拡大を防止するよう努める。
- ・危機管理研修を重ね、事故、怪我、誤飲など救急の方法を修得する

#### 1 7、地域との連携

- ・小学校・交流センターの会議に参加・岩崎地区地域学校協働本部に所属（園長・保護者会会長）
- ・小学校、学童との子ども・職員の交流・接続プログラム作成等
- ・幼保小連絡会への参加・公開保育の実施
- ・二前神社・芸能まつり・鬼の館など地域のお祭りに参加
- ・鬼剣舞保存会による鬼剣舞の伝承
- ・実習生・ボランティアの受け入れ
- ・老友会のボランティア受け入れ（草取り）

#### 1 8、園情報の公開

①ICT化に伴い、オガスマの利用を取り入れる

②年に1回、HPを通じて事業計画・事業報告を公開する。

②危機管理として

- ・ヒヤリハット、怪我・事故報告防止対策の検討
- ・感染状況報告とその対策と対応
- ・アンケート結果の報告と回答（親子遠足、運動会、発表会、他、園への要望）
- ・苦情報告の対策と対応（第3者委員会での討議も必要によっては行う）
- ・職員の質の向上のため、自己評価を行う
- ・年に一度園評価を行い、改善、質の向上を図る。

※重要事項に記載のもと対応していくことを保護者より同意を得て運営する